

# 情報提供資料

令和4年6月20日(月)

## 日高市

税務課 市民税担当

Tel042-989-2111 内線 1302

課長 武藤 勝

担当者職・氏名 主幹 吉野 修

## 市・県民税の課税誤りについて

### 1. 概要

令和4年度市・県民税について、専従者給与を受けている納税義務者の課税金額に、専従者給与収入を二重に算定する課税誤りの事案が発生しました。

### 2. 主な原因

確定申告書及び給与支払報告書の課税データをシステムに取り込み後、専従者給与を受けている人について、総所得金額の算定処理に誤りがあったため、課税の誤りが生じてしまいました。

### 3. 影響の範囲

|        |            |
|--------|------------|
| 対象人数   | 18人        |
| 更正前の税額 | 3,435,000円 |
| 更正後の税額 | 957,500円   |
| 超過課税額  | 2,477,500円 |

### 4. 今後の対応

対象者へ、お詫びの連絡を行い、更正した納税通知書等を送付いたしました。

今後は、このような誤りが再び起きないように、課税データの処理及びチェック方法を見直し、再発防止に努めてまいります。